

大泉町総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、大泉町総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 町長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時及び場所並びに会議において協議又は調整を行う議題を教育委員会に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、当該通知に係る事項を公表するものとする。

（議長）

第3条 町長は、会議の議長となる。

（関係職員の出席）

第4条 町長は、会議において必要があると認めるときは、関係職員を出席させ、報告又は説明を求めることができる。

（会議の非公開）

第5条 町長は、法第1条の4第6項ただし書の規定により、会議を公開しないこととしようとするときは、会議に諮って決するものとする。

（会議の傍聴）

第6条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を受付簿に記入しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帶びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者

(3) 前二号に掲げる者のほか、町長において傍聴人とすることを不適当と認める者

3 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私話、談話又は拍手をすること。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食すること。
- (5) 帽子をかぶること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような举动をすること。

4 傍聴人は、会議において非公開にする旨の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

5 傍聴人は、町長から指示があったときは、これに従わなければならない。

6 町長は、傍聴人がこの規定に違反するときはこれを抑止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(議事録)

第7条 町長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定により非公開とした事項については、この限りでない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項の要旨
- (4) その他町長が必要と認めた事項

3 議事録には、町長及び教育長が署名しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年11月26日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合における第7条第3項の規定の適用については、同項中「教育長」とあるのは、「教育委員会委員長」と読み替えるものとする。